

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

- 一 自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 自動車税について、次の特例措置を講ずることとした。
  - 1 令和七年度から令和九年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの（四）から（六）までの自動車については、令和七年度に新車新規登録されたものに限る。）について、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の七十五を軽減すること。

（一） 電気自動車

（二） 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

（三） プラグインハイブリッド自動車

（四） 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

（五） 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

（六） 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

- 2 令和八年度から令和十年度までに新車新規登録から十一年（ガソリン自動車及びLPG自動車については、十三年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車及び液化石油ガス又は軽油を燃料とするプラグインハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以後に税率のおおむね百分の十五（バス及びトラックについては、おおむね百分の十）を重課すること。

- 三 不動産取得税の特例適用住宅の新築の日に係る特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長することとした。
- 四 その他所要の改正を行うこととした。
- 五 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、四の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

- 一 徳島県税局の設置に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 地方税法及び徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

- 一 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。